

令和5年度第2回 旭川市パートナーシップ制度有識者会議 会議記録

日時	令和5年9月12日(火) 18時30分～20時00分
場所	旭川市7条通10丁目 旭川市役所 第二庁舎3階 問診指導室
出席者	委員7名 浅野委員, 金子委員, 川口委員, 佐伯委員, 千葉委員, 夢月委員, 靱岡委員 (五十音順) 事務局4名 片岡女性活躍推進部長, 松山女性活躍推進課長, 藤田補佐, 青木主査
欠席者	今本委員
会議の公開・ 非公開	非公開
会議資料	<p>次第</p> <p>資料 1-1 パブリックコメント実施結果について</p> <p>資料 1-2 「旭川市パートナーシップ制度の考え方(案)」に寄せられた御意見と旭川市の考え方</p> <p>資料 1-3 パブリックコメント意見(東神楽町・美瑛町)</p> <p>資料 2-1 パートナーシップ宣誓制度取扱要綱(案)</p> <p>資料 2-2 様式(案)</p> <p>資料 2-3 要綱案に係る前回会議からの主な変更点</p> <p>資料 3-1 制度導入後の手続方法等について</p> <p>資料 3-2 道内導入済自治体の状況</p> <p>資料 4 今後の事務手続について</p>

1 議題

(1) パブリックコメント実施結果について

事務局から、資料 1-1, 1-2, 1-3 に基づき説明。

■委員からの意見要旨 ※〈 〉内は事務局の発言

- ・ 美瑛町はどうしてこんなに意見が多いのか？
〈明確な理由はわからないが、美瑛町については先行して報道があったので広く認知されていた部分はあったかもしれない。〉
- ・ 美瑛町の意見は厳しい意見が多いようだが、1市8町で進めることに影響はないか。
〈導入は予定どおりと聞いているので問題ないと思う。〉
- ・ 厳しい意見もあるが、美瑛町はその分賛成する意見も多く、他の意見0件の自治体と比べると関心があるのかなと思う。
- ・ 当事者がパブリックコメントに意見を出すことで、アウティングなどのリスクを感じたり、小さな町だと心配で意見を出しづらかったというのもあったのでは。
- ・ もっと反対意見が多いかと思っていたが、思ったより賛成の方が多くて安心した。

(2) 要綱及び様式（案）について

事務局から、資料 2-1, 2-2, 2-3 に基づき説明。

■委員からの意見要旨 ※〈 〉内は事務局の発言

- ・ 受領証等の返還は、受領証もカードも返還しなくていいということか。
〈原則は返還だが、やむを得ない事情があり返還を希望しない場合には対応するもの。届書案にも返還できない書類の記載欄を設けている。〉
- ・ 一方の死亡後にカードを持っていて、本来受けられないサービスを受けることにはならないか。
〈受領証やカードは2人の関係を示すものであって、例えば市営住宅の申込であれば、カードだけあれば申込できるものではなく、それにプラスして本人確認などが必要になるので、カードを使って死亡後にサービスを受けることは考えにくい。〉
- ・ 子に関する記載は他の自治体の要綱にも記載されているのか。
〈例えば、札幌市が4月から要綱に記載するなど、道内では多くの自治体が記載している〉
- ・ パートナーの子とは法的な関係にはならないが、記載する意味があるものなのか。
- ・ 想像されるのは、家を借りるときや、医療行為の説明を受けるときなど、事実上説明したいときなのでは。
- ・ カードに記載されても戸籍上の子とはならないが、パートナー同士的心情ではないかと。子として記載できることは、パートナーシップの当事者にとってはありがたいことなのかなという印象を持った。その立場で言えば、子の記載を盛り込むことは有効かなと思う。
- ・ 当事者の心情に寄り添うということだと思う。子の送迎時などでは、必須ではないかもしれないが、手段のひとつとして使えるなら、使いたい人もいるのではないか。
- ・ 企業からは現状ではそういう相談を受けたことはない。これから変わってくと関わり合いが増えてくるのかもしれないが。
- ・ 進学の場合でどうなのかと。奨学金の申請とか。そういうときに効力を発揮してくれるのかと思う。
- ・ 要綱に子の記載を盛り込んだから何か子どもに利益があるとかではなく、心情や家族というものに趣をおいて記載すべきと思う。
- ・ 当事者の方も、子の記載をすることで、何か国や役所から利益を得ようとは考えていないと思う。法律は法律で守るべきものだからしょうがない。それはそれとして、家族という意識への配慮として、こういう文言を入れることが良いと思う。
〈届出書の様式について、届出人氏名欄は自署である必要があるのか。事務局から委員に参考意見を伺った〉
- ・ 届出書は本人が出すという体のものだと思うので、届出書の作成者が本人であれば、本人が自署するのが原則だと思うし、代理人であれば委任状が必要だと思う。他の自治体が自署を求めているのはおそらくその発想からなのでは。

(3) 制度導入後の手続方法等について

事務局から、資料 3 - 1, 3 - 2 に基づき説明。

■委員からの意見要旨 ※〈 〉内は事務局の発言

- ・ 郵送でカードが送られてくるという時代が、おそらくあと10年たったら、データでスマホで持つ時代になるのではないか。そんなことも頭の片隅に入れながら取り組むべきなのかなと思う。
再発行もできるが、カードだとなくしてしまう可能性はある。スマホが我々の生活の中で身近になってきているから、もしかしたらこの先現実的になるかもしれないというところはあるかもしれない。
- ・ 新庁舎の会議室が共用ということであれば、飛び込みで来ても会議室が埋まっていたり手続きできないということはあるのか？
〈同じフロアの会議室が予約済で使えない場合でも、他のフロアにも会議室があるので対応は可能であると思う。〉
- ・ 個室対応については、決め事ではなくて当事者の方の意見を尊重すべき。パートナーシップだから必ず個室でということではなく、それぞれの考え方があると思うので、電話予約の際に意見を伺って決めたら良いのでは。
- ・ もし個室ないじゃないとなると、女性活躍推進課の窓口で受付することになるのか。
〈新庁舎で女性活躍推進課の入るフロアは、基本的に市民対応がないフロアなので窓口はなく、女性活躍推進課執務室の空いているスペースか、他課のカウンターを借りての受付になると思う。〉

(4) 今後の事務手続について

事務局から、資料4に基づき説明。

■委員からの意見要旨 ※〈 〉内は事務局の発言

- ・ 協定から上川町が除かれたのはどうしてか。
〈上川町は制度は導入するが、1月に同時スタートではなく時期が遅れるため今回の連携には含まれない。〉
- ・ 上川町が導入したら1市8町の連携となるのか。
〈お見込みのとおり。〉
- ・ 学校関係には周知しないのか。
〈パートナーシップ制度が成人を対象としているので、小中学校への周知はどうか検討している段階。〉
- ・ 教職員向けに周知は必要ではないか。職員が制度を知らないというのはだめだと思う。
- ・ 当事者の子どもや、当事者に知り合いがいる子どもなどはけっこう関心を持っていると思うので、わからない子どもが多いにしても、知らせてあげることが必要ではないかと思う。
- ・ 制度を知らない先生方は多いと思う。教員は家庭状況調査票など、家庭の状況を扱うところにいるので、知識があるかないかで大きく違ってくると思う。
- ・ 現場の先生方で、そういう生徒への接し方で悩んでいるという相談を受けることもある。こういうことを知りたいという人は公にはしていなくてもいると思う。先生方、生徒、両方に知ってもらおうと良いと思う。
〈効果的な周知の方法について、事務局から委員に参考意見を伺った。〉
- ・ やはりリーフレットによる周知が良いのでは。
- ・ 月1でやっている市の校長会の場で担当者が説明して、それぞれの学校で周知してもらおうのが良いのでは。子どもに関わってくるところもあると思うので。高校になると管轄が違ってくるので、道教委になるが。
〈学校に提出する家庭状況調査票で、同性のパートナーのことを書く人はいるか、事務局から委員に参考意見を伺った。〉
- ・ 異性の同居人のことを書いてくる場合はあるが、同性のパートナーについては今のところ見たことはない。

- ・ 性的マイノリティの生徒の話聞く機会があるが、まわりの生徒は特別な反応をすることなく受け入れているようだ。

人権教室で中学校に行った際にLGBTQの話をして、先生より先に生徒の方が素直に受け入れてくれる。後ろで聞いていた保護者は逆に下を向いていたが。子どもたちは非常に素直。そういうものなんだと受け入れてくれる。

パートナーシップ制度の話も入れようと思ったが、時間の関係で含められなかった。次回はやらせていただきたい。

- ・ そういうお子さんは絶対いると思う。人数にもよるが、教室に1人はいるとも言われているとのこと。

以前、女性から男性になった方にお話を伺ったことがあるが、中学校の時から悩んでいたようで、心を変えるべきなのか、体を変えるべきなのか、非常に悩んだと話していた。お母さんは認めてくれたが、お父さんとはいまだに絶縁状態。周りが理解してくれても、LGBTQで一番理解してくれないのは親だと言われている。中学生くらいになるとそういうことで悩んでいる生徒がそれなりにいるのではないかと思う。

- ・ 事業者への周知は具体的にどのような業種を考えているのか。例えば不動産業とかいろいろあるかと思うが。

〈同性カップルの方が家を借りるときに苦労されたという話をよく聞くので、不動産業界にはしっかり周知したいとは考えているが、業種は限定しないでなるべく広く周知したい。経済部で市内の事業者にもメール一斉配信することもできるので、そういうものを利用することも検討している。〉

- ・ 市内の事業所は、学校なども含めて1万くらいあるが、会議所の会員は約3,600件。市内の会員のほかに、全道の商工会議所、市内の官公庁、それらには1月に会報を送るので、リーフレットを入れることは可能。1月1日に着くように送るので12月10日までにももらえれば一緒に送ることはできる。メールアドレスも1,500件ほど押さえているので、メールを送ることも可能。

- ・ 運用開始と同時に利用したい人もいると思うので、周知は早めにしたほうが良い。もしかしたら1番を狙っている人もいるかもしれない。

- ・ 受領証等に番号は入るのか。

〈受領証等のデザインは検討中なので、番号を入れる欄を作るかどうかも含めて未定。番号を入れている自治体もある。〉

〈運用開始したら、実際にパートナーシップ制度を利用したいという人の話を聞いたことがあるか、事務局から委員に参考意見を伺った。〉

- ・ 御意見を伺った当事者の方で、パートナーが市内の方ではないが利用したいという方はいた。

2 その他

全体を通しての委員からの意見

■委員からの意見要旨 ※〈 〉内は事務局の発言

〈議題以外で何かお気づきの点など御意見があれば伺いたい。〉

- ・ パブリックコメントはどんな中身でくるのかなと思って見せていただいて、婚姻制度のことなどについては、わかってはいるけれどあえて書いているんだろうなと感じた。
ちょうど昨日裁判（道の同性間扶養訴訟）があったが、当事者の方たちにしてみたら、いろいろなことが男性と女性の婚姻関係とはずいぶん違っているということで、いろいろ難しいなということを感じながら、昨日の記事もいつになく真剣に読んで参加した。
個に対応しなければならないので、担当の方たちは非常に大変だし、難しいことになるなと思うが、ぜひお願いしたいと思う。
- ・ 先週は熱中症で学校はかなり辛い思いをしていて、そのときに、先生や保護者の方たちが昔の子と比べて今の子は弱いという話をしていたが、そうではないのではと、ネットで40年前の旭川市の8月の気温を調べたら、30度を超えたのはたったの2日だった。今年の8月は月の半分以上の16, 7日あって。
いま子どもたちが置かれている環境は、私たちが子どもの頃の環境とまったく違うということとを大人が理解しながら、今の子どもたちにあった対策をとっていかなければならないという話が、この会議の話と非常にリンクしているなと思い、今の子どもたちにあった、時代にあった制度をきちっと作っていかなければならないと感じた。
- ・ 旭川とその周辺の自治体の取組がいよいよかと思うと非常に感慨深い。
今後運営していく中でいろいろ問題はでてくるのかと思うが、この流れでいけばうまくいくのではないかと思う。
- ・ パブリックコメントの結果については、札幌で導入の際に多数の反対意見が寄せられたということを知っていたので、旭川市でもどうかなと思って緊張していたが、意外と賛成の方が意見されているんだなと感じた。他の自治体でも導入されているし、旭川市は導入するという強い姿勢で、理解が深まるよう周知されたことが反映したのではと思います、担当の方々の御尽力を感じたところ。
個人的には、カードのデザインを相談中ということで、それを楽しみにしている。
以前報道で上川町が除かれていたのを聞いて、導入されないということなのか懸念していたので、導入はされるということで安心した。
個別の対応で、予約からかなり大変なお手数をお掛けすると思うが、そこはぜひがんばっていただきたいと思う。

- ・ 人権擁護委員を20年程やっているが、20年前にはLGBTQなんていう言葉はなく、当初は、障害のある方の人権侵害ということで対応した記憶がある。
今日始まって明日はいそいですかというものには絶対にならないから、時間をかけて、5年、10年というスパンで、あたりまえのことになっていくのだと思う。
LGBTQに関しては、この頃だいぶ理解が進んだと思うし、学校や企業でも理解されてきていると思うので、パートナーシップについても、5年、10年経つとあたりまえにきつとなっているのではないかなと思う。
- ・ 年末の企業への周知ではお役に立てるかと思うので、詳細については次回の会議が終わってからになるかと思うが、打合せさせていただきたい。
- ・ パブリックコメントの意見が思ったより少なかったので、興味関心がない、誤解がある、届いていないというのはあるかなと思った。23日にレインボーパレードをやるので、そこでもパートナーシップ制度について話をしながら参加していきたいと思う。